

## 喫煙場所を設置する場合は、 配慮義務があります！

2018年7月に制定された改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例は、多数の者が集まる施設における喫煙規制であり、屋外については規制がありません。しかしながら、施設管理者には、喫煙場所を設置するときには、「周囲に望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮すること」が法律で義務付けられています。

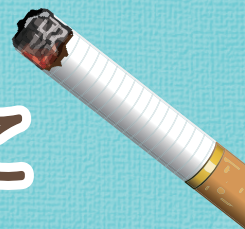
## 人通りが多い場所での 灰皿の利用はお控え願います！

たとえ敷地内に灰皿を設置していても、道路に面した場所などでは、人が通行する方向に煙が流れ出す可能性が極めて高くなります。こうした場合、区では「望まない受動喫煙」の恐れがあるとして、灰皿の移動や撤去をお願いしています。

「たばこの煙を  
吸わされて困っている」  
と多くのご相談が  
寄せられています。

施設管理者の  
みなさまへ

# 屋外における 「受動喫煙」防止に ご協力を (お願い)



灰皿の設置場所を具体的に  チェックしてみましょう

- 建物の出入り口付近に設置していませんか？
- 人通りの多い場所ではありませんか？
- 周囲に人が集まる場所ではありませんか？
- 喫煙場所の上や煙が流れる方向に、近隣の窓や換気扇がないですか。煙が屋内や近隣に流れていませんか？
- 子どもや妊婦、病院の患者さんが多く通行する場所ではありませんか？
- 道路上ではありませんか？



# Q&A

**Q1** なぜ子ども等に  
配慮が必要なのですか？

**A** 子どもや妊婦は、受動喫煙による健康影響を特に受けやすく、将来、ぜん息などの重篤な病気になりやすくなったり、低体重出産や乳児突然死などを引き起こすことが科学的根拠で明らかにされています。

**Q3** 配慮義務に罰則は  
ありますか？

**A** ありません。

**Q4** 路上での喫煙については  
どのようなルールがありますか？

**A** 区では、「エコポリス板橋クリーン条例」で、「区民等は、道路、公園、広場その他の公共の場所を歩行中又は自転車に乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない」と規定しています。また、乗降客の多い駅周辺等の8地区を「路上禁煙地区」に指定して、終日路上での喫煙を禁止しています。

なお、区指定の路上禁煙地区であるかどうかに関わらず、法律によって喫煙者には周囲に望まない受動喫煙をさせないよう配慮義務が課せられています。

**Q2** 配慮義務はいつから  
始まったのですか？

**A** 法律や都条例により、施設管理者や喫煙者が望まない受動喫煙をさせないよう周囲に配慮する義務は、2019年1月から既に始まっています。

**Q5** どこでたばこを吸うことが  
できるのですか？

**A** 屋外（一部の施設の敷地内を除く）、私的な利用空間であるホテルの客室、人の居住する場所は、法律や都条例による規制はありません。

また、喫煙専用室等が設置されている施設や、飲食店には、喫煙できる場所かどうかを判別するための標識が掲示されています。

なお、喫煙できる場所であっても法律により、周囲に望まない受動喫煙をさせないよう配慮する義務があります。

## 健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についてもっと知りたい方は・・・

法律や都条例、施設管理者の責務等について詳しく知りたい方は、東京都のホームページをご覧ください。

東京都受動喫煙防止条例

検索

【東京都受動喫煙防止相談窓口】 ☎0570-069690 平日9時～17時45分  
(東京都福祉保健局健康推進課内)

【板橋区受動喫煙防止相談窓口】 ☎03-3579-2707 平日8時30分～17時  
(板橋区役所南館3階21番窓口 健康生きがい部健康推進課内)



東京都及び板橋区では、  
相談窓口を  
設置しています。  
ぜひご利用ください。